



平成 24 年 9 月 20 日

各 位

会 社 名 サ ト ウ 食 品 工 業 株 式 有 限 公 司
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 元
(コード番号 2923 東証第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 笠 原 康 司
(TEL 025-275-1100)

最高裁決定に関するお知らせ

平成24年4月2日付け「控訴審判決に対する上告のお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社は、当社の側面に切り込みが入った餅製品が、越後製菓株式会社の所有する特許権を侵害するものとした知的財産高等裁判所平成24年3月22日判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行っておりましたところ、本日、最高裁判所より決定を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告及び上告受理申立をした日

平成24年4月2日

2. 決定のあった年月日

平成24年9月19日（決定文受領日：平成24年9月20日）

3. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。

4. 今後の見通し

本決定により、原審である知的財産高等裁判所が言い渡した、8億275万9264円及びこれに対する遅延損害金の支払い、並びに、請求の対象とされた当社製品の販売差止め等を命ずる判決が確定いたしますが、当社は、平成24年4月3日付け「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、知的財産高等裁判所の判決が確定した場合に備え、既に8億76百万円を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。また、現在当社が製造・出荷しております切り餅は、本決定により影響を受けるものではありません。

したがって、現時点においては、本決定が当社の業績に与える影響はないものと考えておりますが、今後、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上